

70歳雇用確保助成金 のご案内

埼玉県では、シニアが自分の意欲や希望に合わせて働き、共に社会の担い手として活躍できる社会を実現するため、70歳以上まで働ける制度を導入する企業に助成金を交付し、支援します。



対象となる取組

企業等が定める基準に該当する者を70歳以上まで継続雇用する制度を導入

- ※ 定年の引上げ、定年制の廃止、希望者全員を対象とした継続雇用制度の導入は助成の対象外です。
- ※ すでに70歳以上まで働ける制度を労働協約又は就業規則に定めている場合は、対象となりません。

対象となる企業

以下のすべてに該当する場合が対象です。

- ☐ 埼玉県内の事業所に定年前の正社員（＊1）がいる
- ☐ 埼玉県内の事業所に次の①又は②の該当者がいる
 - ① 現行の就業規則等に継続雇用の定めがない場合
→ 5年以内に定年年齢に達する正社員（＊1）がいる
 - ② 現行の就業規則等に継続雇用の定めがある場合
→ 5年以内に継続雇用の上限年齢に達する継続雇用者（＊1）がいる
- ☐ 埼玉県が過去に実施していた類似の助成金（＊2）又はこの助成金を受給したことがない
- ☐ 埼玉県シニア活躍推進宣言企業（＊3）で、認定項目2～6のうち2つ以上実施済み

- ＊1 申請日において、1年を超えて雇用されている者に限ります。
- ＊2 埼玉県70歳雇用推進助成金、埼玉県生涯現役実践助成金
- ＊3 裏面をご参照ください。

1社あたりの交付額

30万円

申請受付期間

令和7年6月5日（木）～11月28日（金）

※ 申請順に審査を行い交付企業を決定します。予算額の上限に達した場合は、期間中でも募集を締め切ります。

※ 交付決定後に対象となる取組を実施し、就業規則の作成又は改正を行う場合が対象となります。



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

問合せ先：埼玉県産業労働部就業支援課 シニア・女性活躍支援担当

TEL 048-830-4539 FAX 048-830-4854

E-mail a4510-20@pref.saitama.lg.jp

70歳雇用確保助成金

検索

「シニア活躍推進宣言企業」とは？

シニアが活躍するための取組を積極的に行う企業を県が認定する制度です。下記の7項目のうち、「実施予定」又は「実施済み」の取組項目が3つ以上ある企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定しています。

当助成金の申請には、さらに、取組項目2～6のうち、2つ以上で「実施済み」として認定されている必要があります。まだ、シニア活躍推進宣言企業の認定を受けていない場合は、別途申込みが必要となりますので、お早めに当課へお問い合わせください。

認定のための7項目（該当項目にチェック☑）

- | | 実施予定 | 実施済み |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 シニアの定年や継続雇用の制度を見直す | ☐ | ☐ |
| 2 シニアの雇用、働く場所・機会を増やす | ☐ | ☐ |
| 3 シニアが安心して働ける環境を整える | ☐ | ☐ |
| 4 シニアの技術・経験を生かす | ☐ | ☐ |
| 5 シニアの能力を伸ばす | ☐ | ☐ |
| 6 福利厚生を充実する | ☐ | ☐ |
| 7 シニアの活躍推進の取組を情報発信する | ☐ | ☐ |

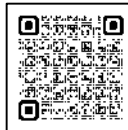
実施予定

実施済み

助成金の申請には、
項目2～6のうち、
2つ以上で認定されて
いる必要があります。

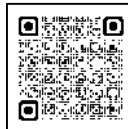
○ 「シニア活躍推進宣言企業」認定の申込み

就業支援課（右の二次元コードからご確認ください。）

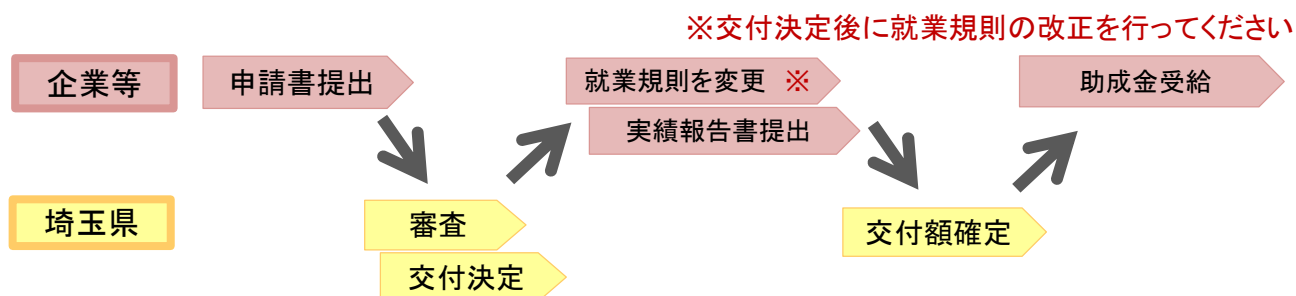


○ 認定されたシニア活躍推進宣言企業（企業ごとに取組項目等が確認できます）

働くシニア応援サイト（右の二次元コードからご確認ください。）



申請から支給までの手続きは？



- ・ 就業規則の改正は、交付決定後に実施してください。交付決定前に就業規則を改正した場合は、交付の対象となりません。
- ・ 予算額の上限に達した場合は、期間中でも募集を締め切ります。
- ・ 交付要件や手続等の詳細は右の二次元コード（当課ホームページ）からご確認ください。

